第七条　送付済秘密情報へのアクセス

1　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2　送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び政策に従って秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。当該個人は、アクセスを認められる前に、送付済秘密情報の保護についての自己の責任に関して説明を受ける。

3　受領締約国政府は、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、並びに当該個人が秘密情報及び送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4　受領締約国政府は、秘密情報及び送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び政策に従って適当な手続を実施する。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であって第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条　訪問

1　両締約国政府は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、両締約国政府の代表者による相互訪問を通じてこの協定の実施を促進することができる。

2　一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。両締約国政府は、当該訪問の承認を、知る必要があり、かつ、前条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対してのみ与えることができることに合意する。

第九条　送付済秘密情報の開示

受領締約国政府は、自国の関係法令及び政策に基づく開示請求であってこの協定に基づいて提供された送付済秘密情報に関係するものを受けた場合には、自国の関係法令及び政策に従い、そのとる措置を書面により適時に提供締約国政府に通報する。

第十条　送付されている間の秘密情報の保護

1　秘密情報は、それぞれの締約国の国内法令及び政策に従い、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

2　両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、提供締約国の国内法令及び政策に合致するものとする。

第十一条　送付済秘密情報の保管

1　各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている施設の保安並びに各施設における送付済秘密情報の管理及び保護の責任を有する個人の配置を確保するために適当な措置をとる。

2　受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十二条　送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国の国内法令及び政策に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって行われる。

第十三条　送付済秘密情報の複製及び翻訳

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報を複製する場合（形式のいかんを問わず、翻訳する場合を含む。）には、秘密指定の表示を含めるものとし、及びこのような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置くものとする。

2　受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。

第十四条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び政策に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　契約者が、この協定の関連する規定において両締約国政府に求められる基準を使用することによって送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。

b　契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

c　受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

第十五条　秘密保持に係る事象

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつの影響を限定するため、自国の国内法令及び政策に基づき、全ての適当な措置をとる。

2　提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、状況を特定するために調査を行い、及び適当な措置をとる。

3　2に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

第十六条　この協定の実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十七条　協議及び紛争の解決

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議するものとし、いずれの締約国政府も、そのような協議のために他方の締約国への訪問を要請することができる。

2　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

第十八条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに予算に従い、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第十九条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。